

「公社等に関する指導指針」＜改定案＞・新旧対照表

(旧)現行	(新)改定案	備考
<p style="text-align: center;">公社等に関する指導指針</p> <p>1 目的 この指針は、公社等の事業を通じて、県の行政目的を効果的かつ効率的に果たしていくため、県が公社等に対する指導及び助言等を行ううえでの共通となる考え方を示すことで、公社等の運営管理の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>2 対象公社等 この指針は、資本金、基本金その他これらに準ずるものの県の出資（出えんを含む。以下同じ。）の割合が 25%以上の法人及びその他県行政と密接な関係があり県が特に運営管理の適正化を図る必要があると認める法人（以下「公社等」という。）に対して適用する。 なお、県の出資の割合が 50%を超える法人が行うその他法人への出資については、県の出資とみなす。</p> <p>3 公社等の運営管理の適正化 (1) 指導等を行ううえでの共通となる考え方 公社等への出資等を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、公社等の事業計画や収支予算、事業報告、財務諸表等により、当該公社等の運営状況等を適切に把握し、事業の意義、事業手法の妥当性、県の関与の必要性をそれぞれ検証したうえで、当該公社等に対し指導及び助言等を行うとともに、必要な見直しを行なう。なお、共通となる考え方は次のとおりとする。</p> <p>◇ 検証 (ア) 事業の意義の検証 ・ 県の所期の出資目的は何か、当該公社等の運営は県の出資目的どおりか。</p>	<p style="text-align: center;">公社等に関する指導指針</p> <p>第 1 目的 この指針は、「<u>第三セクター等の経営健全化等について</u>」（平成 26 年 8 月 5 日付総財公第 101 号総務大臣通知）及び「<u>第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について</u>」（平成 26 年 8 月 5 日付総財公第 102 号総務省自治財政局長通知）を踏まえ、県が公社等に対する助言、指導及び必要な見直しを行ううえでの共通となる考え方を示すことで、県が公社等の事業を通じて行政目的を効果的かつ効率的に果たすとともに、<u>公社等の経営健全化と地方創生に資する有効活用の両立に向けて適切な取組みを図ることを目的とする。</u></p> <p>第 2 対象公社等 この指針は、資本金、基本金その他これらに準ずるものの県の出資（出えんを含む。以下同じ。）の割合が 25%以上の法人及びその他県行政と密接な関係があり県が特に運営管理の適正化を図る必要があると認める法人（以下「公社等」という。）に対して適用する。 なお、県の出資の割合が 50%を超える法人が行うその他法人への出資については、県の出資とみなす。</p> <p>第 3 県の関与のあり方 (1) 基本的な考え方 公社等への出資等を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、<u>下記第 4 から第 8 に基づき、公社等の事業の意義、経営健全性（財務・経営状況、県の関与状況等）及び費用対効果等の観点から、それぞれ継続的かつ定期的に把握し、検証したうえで、特に、県の財政的リスクの回避の観点に留意し、当該公社等に対して助言、指導及び必要な見直しを行う。</u> <u>また、公社等の経営について、収支改善や事業成果の向上等の運営改善、並びに役職員の数、給与の見直し及び組織機構のスリム化など徹底した効率化について不断の取組みを促すとともに、公社等の組織体制、責任、サービス、会計及び資金の管理・運用等の経営の重要事項について、公社等が自らの問題として取組みを進めるよう、助言及び指導等を行う。</u></p> <p>(2) 公社等見直し計画の作成と公表 所管課長は、上記（1）の考え方に基づき、毎会計年度、「公社等見直し計画」（別記様式 1～5）を作成する。なお、作成に当たっては、当該公社等をはじめ他の出資者と十分調整するものとする。 行政改革課長は、各公社等の「公社等見直し計画」を検証し、共通の課題に対して調整を図ったうえで取りまとめ、その内容について、行政改革の取組みの推進のために設置する第三者委員会等に報告し、助言や意見を得たうえで、県ホームページで公表する。</p> <p>第 4 事業の意義の検証 所管課長は、事業内容、事業実績を適切に把握し、公社等の設立趣旨や県の出資目的等に照らし、当該公社等の運営が当初の目的どおりに適切になされている</p>	<p>・ 現行指針 1 ・ 国指針[一部追加]</p> <p>・ 現行指針 2</p> <p>・ 現行指針 3(1) ・ 国指針[一部改正]</p> <p>・ 現行指針 3(2)</p> <p>・ 現行指針 3(1)</p>

<p>(オ) 県退職者の公社等役員への再就職については、公社等の機能が十分発揮されその設立目的が達成されるよう、公社等の要請に基づき、有為な人材の活用と適材適所の観点から対応する。</p> <p>(2) 公社等見直し計画の作成及び公表等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管課長は、上記(1)の考え方のもとに、公社等の運営管理の適正化を図っていくため、毎会計年度、「公社等見直し計画」(別紙様式1～4)を作成する。 なお、作成に当たっては、当該公社等をはじめ他の出資者と十分調整するものとする。 ○ 行政改革課長は、各公社等の「公社等見直し計画」をとりまとめ、県のホームページで公表する。 また、「公社等見直し計画」の内容について、行政改革の取組みの推進のために設置する第三者委員会等に報告し意見や助言を得るとともに、公社等の見直しに関し共通の課題に対する調整を行う。 	<p>公社等へ人的支援を行う場合には、目的や効果などを検証し、あらかじめ県と公社等との間でその考え方や条件等を取り決めておくものとする。 また、県退職者の公社等役員への再就職については、公社等の機能が十分発揮され、その設立目的が達成されるよう、公社等の要請に基づき、有為な人材の活用と適材適所の観点から対応する。</p> <p>(3) 経営健全性・財政的リスクの検証</p> <p>所管課長は、<u>公社等の経営健全性及び県の財政的リスクについて、次の観点から、それぞれ検証を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>債務超過に陥っていないか。</u> ② <u>累積損失が生じていないか。</u> ③ <u>当期純損益赤字が2期以上継続し、かつ今後3期以内に累積損失が生じるおそれがないか。</u> ④ <u>県の債務保証、損失補償を受けていないか。</u> ⑤ <u>県から長期貸付金を受けていないか。</u> ⑥ <u>債務の元利償還金の財源の10%以上を県補助金又は貸付金等に依存していないか。</u> <p>検証の結果、経営健全性が無い又は県にとって財政的リスクがあると判断される場合(第8(2)(抜本的改革の手順)参照)、その理由、解消時期等の明示を求めたうえで、必要に応じて中期経営健全化計画等の策定を求めるなど、<u>経営健全化に向けた助言、指導及び必要な見直しを行う。</u></p> <p>第6 費用対効果の検証(地方創生に資する公社等の有効活用を含む)</p> <p>(1) 費用対効果の検証</p> <p>所管課長は、<u>第4(事業の意義の検証)、第5(経営健全性等の検証)を踏まえ、当該事業を公社等が行うことが最終的に最も効率的で効果的であるかどうか、費用対効果の観点から、費用(県による出資、補助金その他の支援)に見合う効果(県民サービスや県民福祉の向上につながる成果)が出ているかなどについて、以下の点を参考に総合的に検証する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業実績が県の出資目的に照らし期待される効果を上げているか。</u> ・ <u>事業成果が費用(県による出資、補助金、その他の財政支出)に見合っているか。</u> ・ <u>公社等の運営(事業手法やサービス提供方法)が効率性等に十分配慮したものか。</u> ・ <u>現行の手法について、採算性や持続可能性の点で問題はないか。</u> 	<p>・ 現行指針 3(1) 指導等オ</p> <p>・ 国指針[新規]</p> <p>・ 国指針[新規]</p> <p>・ 現行指針 3(1) 検証ア、イ、ウ</p>
---	--	--

<p>(3) その他</p> <p>所管課長は、上記(1)の指導及び助言等のほか、各種法令等に基づく指導監督機関と連携を図りながら、以下の指導及び助言等を行う。</p> <p>(ア) 会計基準の厳正な運用を行うとともに、可能な限り、公認会計士等による外部監査を受けるなど、決算の正確性を担保すること。</p> <p>(イ) 必要に応じ、外部の専門家を活用した第三者による評価を実施し、公社等のあり方の見直しや運営改善、経営の効率化に向けた取組強化を行うこと。</p> <p>(ウ) 公社等の役割や事業内容、財務諸表、中期経営計画、その他事業活動に関する資料について、インターネット等により県民に対して積極的に情報を提供すること。</p> <p>(エ) 資金の管理運用については、あらかじめ資金の運用基準を明確にし、</p>	<p>なお、<u>検証に当たっては、事業報告等に基づき、事業実績や事業成果を適切に把握するとともに、出来る限り事業活動等に関する数値目標（例えば、施設稼働率、利用者数、相談件数、事業実施数や住民サービス1回当たりのコストの推移等）の設定や評価、それらを踏まえた見直し（PDCAマネジメントサイクルの活用等）の手法を含めて検討することとする。</u></p> <p><u>検証の結果、費用対効果が乏しいと認められる場合は、公社等のあり方について抜本的改革を含む見直しを行う（第8（公社等の抜本的改革を含む経営健全化）参照）。</u></p> <p>(2) 地方創生に資する公社等の有効活用</p> <p><u>人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化、厳しい財政事情をはじめとする現下の社会経済情勢において、県が直接的に事業執行する手法のみでは、地域住民が必要とする行政サービスを適確に提供すること等が困難となってきた。次の長所を有する公社等は、これらの課題を克服していくうえで有効な手法となる場合がある。このため、これまで述べてきた事項に十分留意し、公社等の健全な経営を前提としたうえで、十分な費用対効果が認められる場合には、公共性と企業性を併せ持つ公社等を地方創生等の実現のため、有効に活用を図ることとする。</u></p> <p>ア. 地方公共団体の区域を超えた活動</p> <p><u>公社等は、複数の地方公共団体がそれぞれの区域を超えて共同で事業を実施するための簡便で有効な手法の一つとして、機動的、弾力的な事業実施が可能であること。</u></p> <p>イ. 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施</p> <p><u>民間企業の立地が期待できない中山間地域や離島などの地域において、公社等は、産業振興、地域活性化等に取り組むための有効な手法となる場合があり、民間の資金やノウハウの適切な活用による地域活性化等に取り組むことが可能であること。</u></p> <p>ウ. 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施</p> <p><u>公社等が民間企業と同様の機動的、効率的な経営手法で行政の補完・代行機能を果たすことにより、地方公共団体が直接実施するよりも効率的又は効果的に行うことが可能となる場合があり、特に、民間企業では公共性、公益性が担保できない事業における確実かつ円滑な進捗が可能であること。</u></p> <p>第7 その他</p> <p>(1) 情報公開等</p> <p>所管課長は、公社等の役割や事業内容、財務諸表、中期経営健全化計画、その他事業活動について、インターネットの活用等により県民に対して積極的な情報公開等に取り組むよう、指導する。</p> <p>行政改革課長は、各公社等の「公社等見直し計画」を検証し、共通の課題に対して調整を図ったうえで取りまとめ、その内容について、行政改革の取組みの推進のために設置する第三者委員会等に報告し、意見や助言を得たうえで、県ホームページで公表する（再掲）。</p> <p>また、県議会に対して、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、対象となる法人の経営状況説明書（毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類）を提出する。</p>	<p>(包括外部監査報告)</p> <p>・国指針[新規]</p> <p>・現行指針3(3)ウ</p> <p>・現行指針3(2) (再掲)</p> <p>・国指針[一部追加]</p>
---	--	---

金融機関の経営状況、各金融商品の性格やリスクなど、必要な情報を把握したうえで行うこと。

また、事務手続きや運用責任の所在など、資金運用体制を明確にすること。

(2) 監査等

所管課長は、上記助言及び指導等の他、各種法令等に基づく指導監督機関と連携を図りながら、次の点について、助言、指導及び必要な見直しを行う。

① 会計基準、外部監査

会計基準の厳正な運用を行うとともに、可能な限り、公認会計士等による外部監査を受けるなど、決算の正確性を担保すること。

② 第三者評価

必要に応じ、外部の専門家を活用した第三者による評価を実施し、公社等のあり方の見直しや運営改善、経営の効率化に向けた取り組み強化を行うこと。

(3) 資金運用

所管課長は、公社等が資金の管理運用を行うに当たって、あらかじめ資金の運用基準を明確にし、金融機関の経営状況、各金融商品の性格やリスクなど、必要な情報を把握したうえで行うよう、指導を行う。また、事務手続きや運用責任の所在など、資金運用体制を明確にするよう、併せて指導する。

第8 公社等の抜本的改革を含む経営健全化

(1) 抜本的改革の対象となる公社等

所管課長は、公社等の評価・検証の結果、次の点に該当すると認められた場合は当該公社等について、抜本的改革を含む経営健全化に取り組むものとする。

① 公共性、公益性が喪失したか、著しく低下したもの。

② 他の事業手法と比べて費用対効果が乏しいもの。

③ 実質的に債務超過であるもの。

④ 県が多大な財政的リスクを有する（県が公社等に対して行う損失補償及び短期貸付の標準財政規模に対する比率が3.75%以上である）もの（別紙2（公社等の県に対する財政的リスクの認識方法）参照）。

⑤ その他「存続の前提となる条件」を満たさなくなったもの*。

* 公益法人の事業継続の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が認められる場合、「公益法人の継続事業の前提について」（平成25年1月15日付日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第21号）を参考に個別に検討。

(2) 抜本的改革の手順

公社等の抜本的改革を含む経営健全化を図る場合、所管課長は、別紙3（抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート）の手順により検討を行う。

なお、フローチャート中の「経営健全性」の判断に当たって、次の基準に該当する公社等については、原則として経営健全性が無い又は県にとって財政的リスクがあると判断するものとする。

① 債務超過であるもの（含み損のある資産についても考慮し判断）。

② 累積損失が生じているもの。

③ 当期純損益が2期以上継続して赤字かつ今後3期以内に累積損失が生じる見込みのもの。

④ 県が損失補償、債務保証を行っているもの。

⑤ 県が長期貸付けを行っているもの。

⑥ 債務の元利償還がある場合、当該償還費の10%以上を県からの補助金又は実

・ 現行指針 3(3)
ア,イ,エ

・ 国指針[新規]

・ 国指針[新規]

<p>4 公社等に準じた取扱い</p> <p>県の出資の割合が25%未満の出資法人並びに県が出資していない法人で県からの補助金及び委託費等が総収入の50%以上を占める法人又は人的支援を行っている法人については、公社等に準じ、「公社等見直し計画」(別紙様式1、2)を作成するなど公社等の運営状況等を適切に把握し、運営管理の適正化を図るものとする。</p> <p>別記様式(1~4)</p>	<p><u>質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの。</u></p> <p>第9 設立時における検討</p> <p><u>公社等を新たに設立する場合又は追加出資等により県の出資割合が25%以上となると見込まれる場合、所管課長は、あらかじめ第4から第7の考え方に基づき検討を行うとともに、行政改革課長に事前相談を行うものとする。</u></p> <p>第10 公社等に準じた取扱い等</p> <p>県の出資の割合が25%未満の出資法人並びに県が出資していない法人で県からの補助金及び委託費等が総収入の50%以上を占める法人又は人的支援を行っている法人については、所管課長は、<u>公社等に準じ、決算報告書等の提出を受け、公社等の運営状況及び県の財政的リスクの有無等を適切に把握するとともに、「公社等見直し計画」を作成するなど運営管理の適正化を図るものとする。</u></p> <p><u>別紙1 公社等に対する財政支援の考え方</u> <u>別紙2 公社等の県に対する財政的リスクの認識方法</u> <u>別紙3 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート</u></p> <p><u>別記様式(1~5)</u></p>	<p>・国指針[新規]</p> <p>・現行指針4 (一部追加)</p> <p>国指針 [新規] 国指針 [新規] 国指針 [新規]</p> <p>全面改定</p>
--	---	--